

ID: 241

担当部署: 上下水道課

<b>処分の概要</b>	分担金の減免		
<b>例規名 根拠条項</b>	聖籠町公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例 第11条		
<b>例規番号</b>	平成21年 条例第15号		
<p><b>【根拠条文】</b>                      (分担金の減免)                      第十一条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する受益者の分担金を減免することができる。                      一 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者                      二 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者                      三 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者                      四 事業のため土地、物件又は金銭を提供した受益者                      五 前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に分担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者</p> <p><b>【基準】</b>                      根拠条文及び聖籠町公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例施行規程第9条第2項の規定による。                      (減免)                      第九条                      2 管理者は、前項の申請書の提出があったときは、聖籠町下水道事業受益者負担に関する条例施行規程(平成二十二年聖籠町企業管理規程第十号。以下「負担金規程」という。)別表第二の基準により審査決定し、その結果を当該受益者に通知するものとする。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成22年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日